

川崎町都市計画基礎調査・都市計画マスタープラン・
立地適正化計画策定業務委託
公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション審査実施要領

1. プレゼンテーション審査の対象

川崎町都市計画基礎調査・都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という。）審査は、川崎町都市計画基礎調査・都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による参加資格審査によりプレゼンテーション審査対象となった者（以下「対象者」という。）を対象に実施する。

2. プレゼンテーション審査の実施方法

(1) プレゼンテーション審査日

令和7年8月7日（木）

(2) プレゼンテーション審査の実施順及び時間

プレゼンテーション審査は、プレゼンテーション審査実施時間表（別紙1）に基づき実施する。

①実施順

実施順は企画提案書等受付完了順とする。

②プレゼンテーション審査日時等の通知

令和7年7月25日（金）17時までに通知する。

(3) プレゼンテーションの出席者

説明員は、3名以内とし、業務配置予定の管理技術者は必ず出席すること。プレゼンテーションについては、業務配置予定の管理技術者が行うこととする。

(4) プレゼンテーション審査の概要

①企画提案書の提案内容について、プレゼンテーションを20分以内で行う。説明途中であっても20分を超過した時点で終了とする。プレゼンテーション終了後に、15分以内の質疑応答を行う。

②プレゼンテーション及び質疑は、「A社」、「B社」等、事業者名を伏せて行う。

③説明にあたっては、パソコン及びモニターの使用を認める。川崎町が準備するモニター（DMM.make DKS-4K55DG4）、HDMIケーブル、コンセント、延長コードは利用することができるが、パソコンは対象者で準備すること。なお、川

崎町が準備するモニター等を利用する場合は、事務局と事前に連絡確認を取り日程調整を行い、プレゼンテーション審査実施日7日前までに持参するパソコン等との動作確認を行うことができる。

- ④当日、審査員への追加資料の配布は一切認めない。
- ⑤プレゼンテーションの内容は、自己紹介及び提出した企画提案書の内容のみとし、追加提案や提案書の内容と異なる説明は認めない。プレゼンテーション審査当日において、会社の紹介やそれに類推される言動・表記をしてはならない。
- ⑥質疑応答時に、対象者の主要業務実績等についても確認することがある。
- ⑦プレゼンテーション審査は非公開とする。

(5) 失格事項

次の事項に該当する対象者は失格とする。

- ①通知したプレゼンテーション審査の受付時間に遅刻した対象者。ただし、選定委員会がやむを得ない事由と判断した場合はこの限りではない。
- ②選定委員会の指示に従わない対象者。
- ③プレゼンテーションでの説明に用いた内容が、提出された企画提案書の内容と異なる、追加または変更された場合。

3. その他

- (1) プレゼンテーション審査において、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会で協議し決定する。また、その内容は必要に応じて対象者全員に通知するものとする。
- (2) プレゼンテーション審査の進行状況により、別途通知する開始時刻が前後する場合は、選考委員会の指示に従うこと。

別紙1

プレゼンテーション審査実施時間表（予定）

※変更になる場合もあります。

日時	説明順	項目	審査時間
令和7年8月7日 (木曜日)	1	入室	9 : 3 0
		説明準備	9 : 3 0 ~ 9 : 3 5
		プレゼンテーション	9 : 3 5 ~ 9 : 5 5
		質疑応答	9 : 5 5 ~ 1 0 : 1 0
	2	入室	1 0 : 2 0
		説明準備	1 0 : 2 0 ~ 1 0 : 2 5
		プレゼンテーション	1 0 : 2 5 ~ 1 0 : 4 5
		質疑応答	1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 0 0
	3	入室	1 1 : 1 0
		説明準備	1 1 : 1 0 ~ 1 1 : 1 5
		プレゼンテーション	1 1 : 1 5 ~ 1 1 : 3 5
		質疑応答	1 1 : 3 5 ~ 1 1 : 5 0